

高知県木材安定供給推進事業検査内規

（目的）

第1 高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）等に基づく竣工検査は、この内規に定めるところによる。

（検査員等）

第2 検査は、施行地を管轄する林業事務所長（嶺北林業振興事務所の管轄区域にあつては嶺北林業振興事務所長）（以下「事務所長」という。）が任命した職員が行う。

2 検査員は、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

3 現地検査を委託によらず実施する場合及び書類検査については、2名以上の体制により実施するものとする。

（検査区分）

第3 検査は、メニュー別・事業種目別・事業主体別・施行地別に原則として書類検査及び現地検査により実施するものとする。ただし、オルソ画像等により申請内容の確認が可能な場合は、現地検査を省略できるものとする。

（書類検査）

第4 書類検査は次により行う。

ア 書類検査は、主として申請書及び実績報告書等により、その記載内容が要綱、要領及び実施基準等の規定に定める採択要件に合致していることを確認することを旨として行うものとする。

イ 施行地の森林所有者及び地番を確認し検査野帳に記載する。

ウ 面積の検査は、実績面積と照査して行い、査定は検査面積に従って行う。

エ 苗木については、林業種苗法第18条に定める表示票等で系統及び数量を事業主体等において確認する。ただし、自家生産苗を自己所有林に植栽する場合の取扱については、高知県造林事業に準ずる。

オ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法による特定間伐等促進計画に基づき実施したものにあつては、メニュー別の事業量及び事業主体等を確認する。

カ 請負の契約が必要な場合には、請負契約書を確認する。

キ 施行地の事業施行後等の写真及びその他事業の実施を証する書類を確認する。

ク 保安林等で行う事業にあつては、保安林台帳、自然公園法による特別地域の指定等の確認を行う。

ケ 森林経営計画に基づいて行う事業にあつては、当該計画の認定等の確認を行う。

コ 事業計画から着手・完了までの状況確認を行う。

サ 事業実施主体が課税業者であるか否かを確認する。

シ 衛星通信機器等の活用がある場合は、導入している機器の現物又は写真及び機器の性能がわかる資料等を確認する。

ス 間伐材生産にあつては、間伐率を確認した書類及び搬出材積量を証明する書類を確認する。

セ 省力・低コスト造林対策のうち再生林のトータルコスト削減・省力化の①一貫作業にあつては、搬出材積量（用材、チップ材、末木枝条等）を証明する書類、地拵えの状況及び植栽した樹種、本

数を確認する。

- ソ 省力・低コスト造林対策のうち再造林のトータルコスト削減・省力化の人工造林にあつては、地拵えの状況及び植栽した樹種・本数を確認し、要綱別表第1の補助対象経費の区分の要件のいずれかを満たしていることを確認する。下刈りにあつては、それぞれの実施基準に適合したものであるかを確認する。なお、実施基準については、高知県造林事業に準ずるものとする。
- タ 間伐材生産、省力・低コスト造林対策のうち再造林のトータルコスト削減・省力化は過去5年間に同一施行地において、除間伐の補助事業を実施していないことの確認を行う。
- チ 省力・低コスト造林対策のうち下刈りについては、国庫補助事業に問わず同一施業地における下刈り回数の確認を行う。また、隔年下刈りの場合については、前年度に同一施行地において国庫補助事業に問わず下刈りを実施していないことの確認を行う。
- ツ 熱中症対策経費の加算がある場合は、事業期間が7月1日から9月30日までの期間のうち過半を占めることを業務記録等により確認する。
- テ 技能者加算がある場合は、交付申請のあった事業主体（事業主体が県・市町村・森林整備法人である場合は、その請負事業者）に技能者が3割以上在籍していることを、高知県の民間事業者名簿等で確認する。なお、取得状況に変動があり、名簿に記載がない場合は別途確認する。
- ト 現場監督費（現場労働者が雇用者により実施された場合）については、賃金台帳、出役簿、勤務日報等により、社会保険料等に係る労災保険料等の加入状況は保険料等の払い込み済み証明書によりそれぞれ確認する。
- ナ 現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあつては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況の記録を確認する。
- ニ 事業主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合は、施業実施協定書の確認を行う。
- ヌ 要綱、要領及び実施基準等の規定に定める実績報告書及び添付書類等の審査確認を行い、適用する補助金額等を別紙様式1の木材安定供給推進事業補助金額算出表を作成する。これにより難しい場合は、個別に算出表を作成する。
- ネ 保安林等以外の土地利用の規制については、関係法令等に基づき策定された規制図簿等による確認を行う。
- ノ 路網の整備及びスギ重点人工林伐採重点区域における路網の整備（以下「作業道等」という。）については、実行経費、検査調書の確認、保安林等施業制限の有無及びその他必要な事項について確認を行う。
- ハ 作業道等の場合、間伐等の施業と一体的に行われているか、森林経営計画等で間伐等の施業が計画されているなど、間伐等の施業を実施する予定があることを確認する。
- ヒ 実行経費の積み上げによる精算の確認のため、勤務日報、賃金台帳、資材購入等の領収書、通帳、証拠書類等の会計帳簿等を確認すること。なお、低コスト再造林対策については、要綱別表第1の補助率及び要綱別表第4の条件区分を確認すること。
- フ 会計帳簿等の検査に当たっては、施行地を管轄する林業事務所（嶺北林業振興事務所の管轄区域にあつては嶺北林業振興事務所）の振興課長又は増産担当チーフが実施又は同席して行うこと。

（現地検査）

第5 現地検査は次により行う。

ア 間伐材生産、省力・低コスト造林対策のうち再造林のトータルコスト削減・省力化の検査は、1 施行地ごとに行う。ただし、間伐材生産にあつては、1 施行地面積が 3ha 以下、再造林のトータルコスト削減・省力化にあつては、1 施行地面積が 2ha 以下の施行地については現地検査を省略できる。なお、この場合であっても、1 申請の施行地のうち、乱数表を用いて無作為に抽出した 10%以上に相当する数の施行地の現地検査を行うものとする。

なお、鳥獣害防止施設については造林補助事業に準じて検査を行い、また、森林作業道については、路網の整備の森林作業道に準じて検査を行う。

イ 前項の無作為抽出は、林業事務所では振興課以外の職員、嶺北林業振興事務所では次長以上の職員が行うものとする。

ウ 検査には、事業実施主体を立会させるものとする。

エ オルソ画像又は GNSS を活用した申請の検査は、本内規のほか、高知県造林事業等竣工検査内規を参考に実施するものとする。

オ 共通事項

(ア) 現地が実績報告書又は、概算請求書に添付された箇所別表及び施業実施図の位置であるかどうか、森林計画図、GNSS 又は GIS ソフト等を使用して確認する。

(イ) 面積の判定は、次により行う。

a 申請面積を照査して行うものとする。照査は、2 測線以上の測線等を実測し、実測図を確認する。照査結果が許容誤差（距離は 5/100、角度は 2 度）を超えるとき及び、全地球測位システム（GNSS）を使用し測量したものについては、誤差が 1m を超える性能の機種で測定されている場合並びに許容される精度（3m 以内）を超えるときは、申請者に再測を命じる。

ただし、精度の高い既存の実測図等により申請があつた場合で、明らかに現地の地形や林相に相違が見られる場合は、申請者に対して主要測点の復元を命じ確認する。

b 施行地内に 100m²以上の保護樹帯又は岩石地等の除地がある場合は、除外されていることを確認する。

c 作業道等の車道については、法頭から法尻までの平均と延長により算出した面積を控除する。この場合の算出方法は標準断面によるものは標準断面で、実測の場合は実測に基づき行うものとする。

d a により測量成果の照合結果が通常の誤差の限度を超えるときは、申請者に対して再測量を命じるとともに、アに定める数を（イ）により再確認する。

e 面積の算定は、ha 以下 2 位で止め、3 位以下で切り捨てる。

カ 間伐材の生産の検査は次により行うものとする。

(ア) 間伐材の生産の現地検査は間伐率がおおむね 30%（間伐率が 20%以上とされている場合はおおむね 20%以上）を満たしていることを確認する。

(イ) 間伐率等の検査は次により行う。

a 検査は、本数検査法により行う。

・面積 50m²以上の区域内の間伐本数率（間伐本数/間伐前生立本数）を計測する。

・必要に応じて、施行地内の間伐本数率、搬出木の伐跡、林地残材等の状況から補助事業上の搬出材積を確認する。

b 検査箇所の選定

全域からまんべんなく選定する。

c 検査箇所数

面積 1 ha 未満の場合は 1 箇所以上、1 ha 以上 3 ha 未満の場合は 2 箇所以上、3 ha 以上 5 ha 未満の場合は 3 箇所以上、5 ha 以上 10 ha 未満の場合は 4 箇所以上、10 ha 以上の場合は 5 箇所以上とする。

なお、検査した箇所を検査野帳に記入すること。

- (ウ) 検査箇所の位置は、実績報告書の添付書類として提出された施業実施箇所（実績）を記入した森林計画図（1/5,000）に記入するものとする。
 - (エ) 施業図については、空中写真やオルソ画像等を活用して精査を行い、施行除地として取り扱うべき箇所の有無を確認する。
 - (オ) 施行除地は、施行地内の植栽不可能地であって 1 箇所の面積が原則 0.01ha 以上ある場合とし、当該施行地の面積から差し引くものとする。なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等を生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1 箇所の面積が 0.01ha 以上であっても査定面積に含めることができるものとするが、その場合の植栽不可能地の面積の合計は 1 ha 当たり 0.1ha を超えないものとする。
 - (カ) 林齢は、伐跡の年輪等により実績報告書等に添付された事業実施箇所別表の林齢と相違がないことを確認すること。
 - (キ) 検査実施箇所については、検査員等が判別できる検査状況写真を撮影し整理すること。なお、検査状況写真は、位置情報が記録されたものとする。
 - (ク) 検査状況写真は、年度、事業名、市町村名、地区名、森林所有者名、検査箇所 NO、検査員氏名、林況等の判明するものとし、検査箇所ごとに 1 枚以上撮影するものとする。
- キ 省力・低コスト造林対策のうち再造林のトータルコスト削減・省力化の検査は次により行うものとする。
- (ア) 検査箇所の位置は、実績報告書の添付書類として提出された施業実施箇所（実績）を記入した森林計画図（1/5,000）に記入するものとする。
 - (イ) 施業図については、空中写真やオルソ画像等を活用して精査を行い、施行除地として取り扱うべき箇所の有無を確認する。
 - (ウ) 施行除地は、施行地内の植栽不可能地であって 1 箇所の面積が原則 0.01ha 以上ある場合とし、当該施行地の面積から差し引くものとする。なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等を生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1 箇所の面積が 0.01ha 以上であっても査定面積に含めることができるものとするが、その場合の植栽不可能地の面積の合計は 1 ha 当たり 0.1ha を超えないものとする。
 - (エ) 検査実施箇所については、検査員等が判別できる検査状況写真を撮影し整理すること。なお、検査状況写真は、位置情報が記録されたものとする。
 - (オ) 検査状況写真は、年度、事業名、市町村名、地区名、森林所有者名、検査箇所 NO、検査員氏名、林況等の判明するものとし、検査箇所ごとに 1 枚以上撮影するものとする。
 - (カ) 植栽状況等の検査は次により行う。
 - a 現地検査は植栽された苗木が優良であるかどうか、特に病害虫におかされていないかどうかを確認する。
 - b 苗木植付本数は、植付間隔を巻き尺等により測定して判定する。
 - c 植付本数が 1 ha 当たり 1,500 本未満（コンテナ苗にあっては 500 本未満）のもの及び枯損率

20%を超えるものは、竣工を認めず、補植作業を行わせたいうで再検査するものとする。

d 施行地の地持え状況を確認する。

e 1 施行地に、2 樹種以上が植栽されている場合には、造林地施業図等により確認する。

f 検査は、本数検査法により行う。ただし、基準を満たしていることが確実に判断できる場合は、本数検査法を省略することができる。植栽は、面積 100 m²以上の区域内の植栽本数を計測する。

g 検査箇所の選定

植栽において、標準地とみなされる箇所を選定する

h 検査箇所数

面積 1 ha 未満の場合は 1 箇所以上、1 ha 以上 3 ha 未満の場合は 2 箇所以上、3 ha 以上 5 ha 未満の場合は 3 箇所以上、5 ha 以上 10 ha 未満の場合は 4 箇所以上、10 ha 以上の場合は 5 箇所以上とする。

なお、検査した箇所を検査野帳に記入すること。

ク 作業道等の検査は次により行うものとする。

作業道等の内、林業専用道（規格相当）は、高知県林業専用道作設指針に適合しているか、また、森林作業道は高知県森林作業道作設指針に適合しているかを確認するものとする。そのうえで、現地においては、次に掲げる項目及び方法により、補助事業者から提出された出来高設計をもとに当該作業道等の査定設計を行うとともに、竣工検査調書を作成する。

なお、出来高設計と査定とが相違する場合は、出来高設計上に査定を朱書きする。ただし、算出根拠が異なる場合など別途査定設計書を作成した場合にあっては、朱書きの必要はない。

(ア) 延長

路線の測点間の距離を累計とし、光波測定器、ポケットコンパス及びメートル縄等により行う。

ただし、幅員 3 m 未満の幅員の場合であって、県の定める標準断面による設計の場合は、斜距離で測定した距離とすることができる。

(イ) 横断

各測点ごとに幅員、切取、盛土の勾配及び法長を検査する。

また、切取の法勾配は、幅員 3 m 未満の場合は、切取高 1.2 m 程度以内の場合は直切り、それ以外は土砂 6 分、岩 3 分として査定する。

幅員 3 m 以上の場合は、原則として土砂 6 分、岩 3 分として査定する。

ただし、(ア)のただし書きによる延長とする場合にあっては、路盤面に対し直角方向の横断を検査するものとする。

また、保安林における切取り勾配は、保安林基準に準ずるものとする。

(ウ) 土質区分

土質区分の適用状況を検査する。岩質は、横断面図の切り取り断面の岩歩合で査定する。

(エ) 敷砂利

施工区間、敷幅・敷厚を検査する。

(オ) 構造物

構造物の規格、数量、仕上がり状況を検査する。

(再検査)

第 6 検査の結果、当該施行地が要綱、要領及び実施基準等の規定及びこの内規の規定に適合しないもので

あるときは竣工と認めず、不合格又は一部不合格である旨を補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により不合格又は一部不合格であるとされた施行地であって、当該年度内において事務所長の定める一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。
- 3 抽出による施行地が不合格又は一部不合格であった場合は、その他の施行地から第5のアの規定により改めて抽出した施行地について、前項の規定による再検査と併せて検査を行うものとする。
- 4 前項の規定による検査において、不合格又は一部不合格がある場合は、全ての施行地について前項2による再検査と併せて検査を行うものとする。

(検査書の作成及び整理等)

- 第7 検査員は第4及び第5により検査した事項について、別紙様式2から4のいずれかの木材安定供給推進事業完了検査野帳（以下「検査野帳」という。）に所要事項を記載し、当該事項について検討したのち、適正に事業が実行されていると認めれば、「適」の判定を行うものとする。
- 2 検査員は、検査野帳及び検査関係書類（以下「検査野帳等」という。）を整理するものとする。
 - 3 事務所長は、検査野帳等を事業終了の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

附則

(施行期日等)

- 1 この内規は、平成28年4月19日から施行する。
- 2 この内規は、平成28年7月7日から施行する。
- 3 この内規は、平成30年8月9日から施行する。
- 4 この内規は、令和2年5月27日から施行する。
- 5 この内規は、令和2年7月31日から施行する。
- 6 この内規は、令和3年7月1日から施行する。
- 7 この内規は、令和4年4月1日から施行する。
- 8 この内規は、令和6年1月31日から施行する。
- 9 この内規は、令和7年9月9日から施行する。
- 10 この内規は、令和8年4月1日から施行する。
- 11 この内規は、令和8年9月8日から施行する。

木材安定供給推進事業補助金額算出表

①交付申請

事業区分	事業種目	地区名	事業量 (ha、m)	単価区分	補助金単価 (円)	事業費 (円)	補助金計 (円) ①
計							

②事業完了（精算）

実績

事業区分	事業種目	地区名	事業量 (ha、m)	単価区分

地区名	実行経費（A）		定額補助金額（B）		査定設計額（C） ＊作業道等のみ	
	補助対象経費 (税抜事業費) (円)	補助金計 (円)	補助対象経費 (税抜事業費) (円)	補助金計 (円)	補助対象経費 (税抜事業費) (円)	補助金計 (円)

適用補助金額 (A、B、Cのいずれかを記入)							
地区名	事業量 (ha、m)	単価区分	補助金 単価 (円)	補助対象経費 (税抜事業費) (円)	補助金計 (円) ②	不用額計 (円) ③＝①－②	消費税等額 (円)
計							

※必要に応じて、行を追加すること

令和 年度 木材安定供給推進事業検査野帳（間伐材生産）

検査年月日				補助事業者	
検査員				立会人	
地区名（番号）				面積（ha）	
○施行地の所在					
市町村	大字	字	地番	林小班施業番号	ゾーニング区分
○森林所有者の住所氏名					
市町村	大字	字	地番	氏名	
○検査標準地（NO ）					
	実施前	計画	検査	備考	適・否
成立本数（本）					
伐倒本数（本）					
間伐率（％）					
○検査標準地（NO ）					
	実施前	計画	検査	備考	適・否
成立本数（本）					
伐倒本数（本）					
間伐率（％）					
○検査標準地（NO ）					
	実施前	計画	検査	備考	適・否
成立本数（本）					
伐倒本数（本）					
間伐率（％）					
○検査標準地（NO ）					
	実施前	計画	検査	備考	適・否
成立本数（本）					
伐倒本数（本）					
間伐率（％）					
○検査標準地（NO ）					
	実施前	計画	検査	備考	適・否
成立本数（本）					
伐倒本数（本）					
間伐率（％）					

○加算等

衛星通信機器等の活用	有	無
熟中症加算期間（過半）	有	無
技能者が3割以上在籍	有	無

○シカ被害

シカ被害の有無	有	無
シカ目撃情報の有無	有	無

注 1. 検査写真を添付する。

注 2. 施行地番号ごとに作成する。

注 3. ゾーニング区分欄は、市町村森林整備計画で定める「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業をするべき森林」の場合は番号：1を記入してください。

別紙様式 3

令和 年度 木材安定供給推進事業検査野帳（作業道等）

検 査 年 月 日			補 助 事 業 者			
検 査 員			立 会 人			
路 線 名			請負の有無	有 無	適否	
幅 員		延 長				
幅 員		延 長				
幅 員		延 長		合計延長		

○施行地の所在

市町村名	林小班					

○保安林等の制限林（保安林、公園、砂防指定地等）

保安林等の有無	有 無	種類		作業許可の有無	有 無
---------	-----	----	--	---------	-----

○伐採届

伐採届の有無	有 無
--------	-----

○加算等

衛星通信機器等の活用	有 無
熱中症加算期間（過半）	有 無
技能者が3割以上在籍	有 無

○シカ被害

シカ被害の有無	有 無
シカ目撃情報の有無	有 無

注．路線ごとに作成し検査写真を添付する。

別紙様式 4

令和 年度 木材安定供給推進事業検査野帳（省力・低コスト造林対策）

検 査 年 月 日		補 助 事 業 者	
検 査 員		立 会 人	
地 区 名 （ 番 号 ）		面 積 （ h a ）	

○施行地の所在

市町村	大字	字	地番	林小班施業番号	ゾーニング区分

○森林所有者の住所氏名

市町村	大字	字	地番	氏名

○検査標準地（NO ）

	計画	検査	備考	適・否
樹 種				
植 栽 本 数 （ 本 /ha ）				
枯 損 率 （ % ）				

○検査標準地（NO ）

	計画	検査	備考	適・否
樹 種				
植 栽 本 数 （ 本 /ha ）				
枯 損 率 （ % ）				

○検査標準地（NO ）

	計画	検査	備考	適・否
樹 種				
植 栽 本 数 （ 本 /ha ）				
枯 損 率 （ % ）				

○検査標準地（NO ）

	計画	検査	備考	適・否
樹 種				
植 栽 本 数 （ 本 ）				
枯 損 率 （ % ）				

食 獣 害 防 止 ネット	m
食 獣 害 防 止 チューブ	m
下 刈 り	ha
熱中症対策経費	有 無

○加算等

衛星通信機器等の活用	有 無
熱中症加算期間（過半）	有 無
技能者が3割以上在籍	有 無

○シカ被害

シカ被害の有無	有 無
シカ目撃情報の有無	有 無

注1. 検査写真を添付する。
 注2. 施行地番号ごとに作成する。
 注3. ゾーニング区分欄は、市町村森林整備計画で定める「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業をするべき森林」の場合は番号：1を記入してください。